# ID:　1605

## 担当部署:　福祉課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 地域相談支援給付費の支給 |
| **法令名****根拠条項** | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　第51条の14第1項 |
| **法令番号** | 平成17年法律第123号 |
| 【基準】　法第51条の14第1項の規定による。　(地域相談支援給付費)第51条の14　市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。 |
| **標準処理期間** | 30日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月1日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |